

***テーマ： 地理的名称を含む商標の識別性と類似性**

【識別性】

地名は商品の産地・販売地表示として識別力を欠くと判断されやすいが、指定商品等との関係で産地・販売地とは認識され難い場合や地名の他にも意味が見出される場合、他の語と結合する態様をとった場合などでは、識別性が認められる例がある。

またサービスマークにあっては、産地販売地ではなく、役務提供の場所等が判断基準になるので、比較的識別性が認められ易いようである。

【類似性】

審査段階では地名の部分を除いて商標の要部を認定するケースが多いが、審判では地名が形容詞的に使用されている場合、一体として非類似と判断される傾向にある。とりわけサービスマークにあっては、地名を含めた全体をひとまとまりの商標にとらえ、類否判断をおこなうケースがある。

【法4-1-16：品質誤認】

外国の地名を含む商標が出願された場合、産地の誤認を防ぐためとして、たとえば「Paris」であれば「フランス製の被服」のように、指定商品の限定を求められるのが一般的である。

しかし、商標「Paris Celeb」(パリの金持ち)のように地名が形容詞的に使用されている場合には、当該外国地名部分は商品の産地を表示しているものではなく、法4-1-16の品質誤認には該当しないと判断される。

【ジョージア事件 最高判 S60(行ツ)68】

出願商標「GEORGIA」が商品「紅茶、コーヒー、ココア」等の産地、販売地かが争われた事件であり、最高裁は、商標法第3条1項3号の産地、販売地というためには、当該指定商品がその地で現に生産または販売されていることは必要ではなく、**需要者、取引者がその地で生産され又は販売されているであろうと一般に認識されることをもって足りると判断している**。つまり、実際に商品の産地、販売地でなくとも、産地、販売地と同じであるという現実離れた判断である。

商標法第3条1項3号適用の問題として、何人も必要な表示であって、私人の独占に任せることは妥当ではないという理由がある。そうすると、商品の産地販売地でないものであれば当業界にとっても必要な表示でもないし、商標登録によって私人が独占しても業界の迷惑になることもなく、また自他商品の識別にも機能するはずである。

最高裁の論理に従えば、実際に産地販売地ではないのに、需要者らが産地等であろうと誤認しているのであるから、そのような商標は商標法第3条1項3号ではなく、法4条1項16号の品質(産地等)の誤認のおそれがある商標に該当するとして拒絶されるべきであろう。

(1) 日本国内

①日本の地名

● 識別性 (○:あり, X:なし)

本願商標	クラス	識別性	審判番号	メモ
チトセ	18	○	2002-13828	「千歳市(北海道)」よりも、「千年、多くの年」の意味が認識される。
西新橋法律会計事務所	35,36,42	○	2002-25287	
天竜 TENRYU	10	○	2002-7038	「天竜市(静岡県)」は全国的に著名とは認められない。
紀尾井	16,18,21,25	○	2004-11515	
クレ	9,16	○	2004-26477	「呉市(広島県)」のほか「暗れ、暮れ」等の意味合いを有する。
銀座麵	30,43	○	2005-90225	
azabu tailor	25	○	2006-15964	
巢鴨で北海道	29	○	2007-28090	
DAIKANYAMA COLLECTION	25	○	2007-7242	
木屋町	旧 17	○	S58-9830	京都の町名。
わせだ	旧 28	○	S58-307	東京都新宿区早稲田であっても、「日本酒」の産地、販売地として一般には知られていない。
ZAMA	7,9	○	2009-22130	「座間」とともに、「様・態」のローマ字表記と認められる。
	30	○	2004-7748	

ミサワシティ	36,37	×	2003-221	「三沢市(青森県)」を認識させる。出願人はミサワホーム㈱。
TOSA	14	×	2003-17826	観光地である「土佐」を観念させる。
幌加内	旧 32	×	H01-18354	「幌加内(北海道)」。商品原材料の牛・豚の産地。
南ア山麓 白根桃源郷	旧 28	X	S59-6962	南アルプス山麓にある山梨県白根町が観光、宣伝に使用している。

● 類似性 (=:類似、X:非類似)

対象商標	類否	関連商標	クラス	審判番号	メモ
京もの匠	=	匠	旧 20	H01-4026	「京もの」=「京都で産出するもの・京物」を想起させる。
よこすか海軍さん	=	海軍さんの珈琲	30	2001-22533	
甲州ハーベスト	×	ハーベスト	30	H11-6859	
神戸珈琲倶楽部	×	coffee club	43	2003-19971	
九州自然館	×	自然館	29,30,31,32	2003-19073	
山形そば王国	×	蕎麦王国	30	2008-4716	
横浜とんこつ家	×	とんこつ屋	30	2006-10722	
北海道味物語	×	味ものがたり	30	2009-17019	「北海道味物語」は「北海道の味についての物語」の観念。
 丸ビル MARUBIL	×	大阪マルビル	43	2003-14753	
魚工房	×		29,30	2006-10941	
原宿餃子楼	×	東京餃子楼	43	2007-31197	異なった店舗名を認識。
種子島野菜物語	×	Vegetable Story 野菜物語	31	2009-11073	

②日本の旧国名

● 識別性 (○:あり、X:なし)

本願商標	クラス	識別性	審判番号	メモ
丹波	旧 11	○	S58-22558	
越前水引宝船	旧 25	○	S60-21658	「越前(現福井県北東部)」のものを用いたとの品質誤認は生じない。
みちのくミルク	30,32	○	2003-90266	
上州めん処	30	○	2008-23062	
信濃の国	旧 32	×	S58-16466	「そばめん」の産地、販売地。
加賀乃國	30	×	2002-23781	「菓子、パン」の産地、販売地。

● 類似性 (=:類似、X:非類似)

対象商標	類否	関連商標	クラス	審判番号	メモ
信濃紫峰	=	紫峰	旧 31	S58-16559	
尾張の寒梅	=	寒梅	旧 28	H08-7364	審決取消判決を受けての再審理。
さつまろす丸	×	クロスマル KUROSUMARU	30	2006-5670	指定商品「黒酢を原料とする錠剤状の加工食品」。
信州ふるさと便	×	ふるさと便	30	2002-90075	
小江戸時の鐘	×	時乃鐘	30	2003-90260	埼玉県川越市は「小江戸」と呼ばれる。
あっぱれ讃岐	×	あっぱれ	43	2004-6154	
伊勢熊野路	×	熊野路	33	2009-18153	「伊勢熊野路」は「伊勢から熊野へ通じる道やその地域」の意味合い。

③日本の観光地(施設)

● 識別性 (○:あり、X:なし)

本願商標	クラス	識別性	審判番号	メモ
矢切の渡し	旧 17	○	S59-11204	
三峯	旧 31	○	S61-22123	「三峯」は「三峯神社(埼玉県秩父)」一帯の地域。
琴弾橋	30	○	2005-7455	「琴弾橋」は神奈川県鎌倉市の橋。
吉野ヶ里	旧 32	×	H03-17194	観光名所であり、土産品の産地、販売地。
名古屋城	30	×	H05-1756	同上

(2) 外国

①外国の地名

● 識別性 (○:あり、X:なし)

本願商標	クラス	識別性	審判番号	メモ
プロヴァンス	21	○	2000-2975	
KINGSTON	9	○	2000-5803	
ケルン	42	○	2001-1429	
GREENWICH	14	○	2002-2832	もと王立天文台の所在地(グリニッジ・イギリス)。
KEY WEST	25	○	2004-20494	
Swiss-One	36	○	2005-10140	
CASABLANCA カサブランカ	35,36,42	○	2005-20020	
ロングアイランド	14	○	2006-21974	
WINBLEDON	旧 17	○	S58-12491	テニス大会の開催地であるが、「被服類」等の産地、販売地ではない。
OXFORD	旧 25	○	S60-7808	「紙類、文房具類」の産地、販売地ではない。
SOFIA	旧 14	×	H02-5175	「SOFIA」はブルガリアの首都。メリヤス工業が発展している。
オルレアン	旧 7	×	H03-13916	「オルレアン」はフランスの地名。
ACAPULCO	旧 29	X	S58-10891	メキシコのアカプルコは「コーヒー」の輸出港。
グルジア	旧 29	X	S58-12523	「茶、ブドウ」の産地。
SANMORITZ サンモリツ	旧 24	X	H02-5496	「Saint Moritz」とスペリングは違うが、外国地名の綴りは常に正しく記憶されているとは限らない。「スキー用具」の産地、販売地を認識させる。
地中海	42	X	H07-17266	イタリア料理について役務の質を表示。
オクスフォード	旧 25	X	S58-8176	「紙類」を全然生産していないという特段の事由もない。なお上記のように昭和60年の出願は識別性あり。
WALLSTREET	9,36	X	2007-30197	「ウォールストリート」「ウォール街」として取引に必要適切な表示。

● 類似性 (=:類似、X:非類似)

対象商標	類否	関連商標	クラス	審判番号	メモ
FRENCH CONNECTION	=	コネクション CONNECTION	旧 4	S58-11084	
上海ドラゴン	=	ドラゴン	42	2002-3132	
LILY OF FRANCE	×	RYRY	旧 17	S57-25139	
DARJEELING DAYS	×	DAYS	18	2006-7434	
ブラジル珈琲館	×	KO:HI:KAN	33	2006-21551	
Paris Celeb パリセレブ	×	セレブ	25,35	2007-12515	

②外国の観光地(施設)

● 識別性 (○:あり、X:なし)



本願商標	クラス	識別性	審判番号	メモ
グランドキャニオン	24,25	○	2004-2411	
Niagara	旧 21	○	S62-2377	「ナイアガラの滝」は、装身具、かばん類等の産地、販売地ではない。

MONTMARTRE	12, 28	×	2004-65062	「MONTMARTRE(モンマルトル)」。ジョージア事件最高裁判決を引用。
Niagara	旧 26	X	S61-22634	「ナイアガラの滝」に関する「書籍、映写フィルム、ビデオ、写真、絵はがき」の表示。

(3) 個別例

① チーム名

● 類似性 (○:類似、X:非類似)

対象商標	類否	関連商標	クラス	審判番号	メモ
	×	ROYAL ロイヤル	25	2005-24038	「Kansas City Royals(カンザスシティ・ロイヤルズ)」。
	×	LINKS LONDON	3,14,16,18	2006-22218	「MINESOTA/LYNX」と「LINKS/LONDON」。




② 山・川・海等

● 識別性 (○:あり、X:なし)

本願商標	クラス	識別性	審判番号	メモ
ALPS アルプス	旧 28	○	S56-10579	
富士山	29	○	2002-7119	
イグアス IGUAZU	7	○	2002-11584	ブラジル南部の都市名とは認識できない。
番匠川	33	○	2004-12113	「番匠川(ばんじょうがわ)」は大分県の川。
那須高原	33	×	H10-18566	菓子、ワイン、ハム、地ビール等の産地。
揚子江	1	×	H11-3745	下流域の九江が、肥料の産地。
揖保川	29,31	×	2005-6460	「揖保川(いぼがわ)」は兵庫県の川。魚介類の産地。
ハヶ岳	29	×	2006-16370	高原野菜、畜産品の産地。

③ 地図

● 識別性 (○:あり、X:なし)

本願商標	クラス	識別性	審判番号	メモ
	旧 30	○	S58-5901	昔の鎌倉の地図。
	旧 17	×	S58-18261	カリフォルニア州の地図。
	旧 21	×	S58-5946	オーストラリアの地図。 「オーストラリア産以外の商品」については品質誤認を生ずる。